

○財務省告示第六十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一项の規定に基づき、平成三十一年二月二  
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百十五回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七  
条第一項、財政融資資金法（昭  
和二十六年法律第百号）第九  
条第二項、同条第四項、第九  
条第五項、同条第三十六條第  
一項及び第三百三十七條第一  
項及び第三百三十七條第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規  
定の適用を受けるものとし、そ  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為される入札

三 振替法の適用等

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為される入札

五

入札競争による

入札競争

各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの額の範囲内において各申込みの額を順位の高い順に割り当てる。

六

入札競争

入札競争

五、四、三、二、一の各段において、入札競争の金額は、前段の入札競争の金額に相当する額とする。ただし、第一項第三項の金額は、前段の入札競争の金額の百分之五十を超えない限り、第一項第三項の金額とする。

億五千四百九十

万九千九百九十

九百九十九

億五千四百九十

万九千九百九十

九百九十九

億五千四百九十

万九千九百九十

九百九十九

十二				十				九				八				七			
口				イ				振				額				最			
償				争				非				者				特			
入				札				第				加				参			
札				格				I								行			
還				入				格				第				争			
期				札				第				I				行			
限				格				I								争			
た				平				一				九				額			
成				成				厘				厘				面			
し				三				厘				厘				面			
、				十				金				金				額			
償				二				百				百				額			
還				年				円				円				の			
期				二				に				に				そ			
が				月				つ				つ				れ			
銀				二				き				き				れ			
行				十				百				百				の			
休				日				円				円				心			
業				日				十				十				募			
日								九				八				価			
に								銭				錢				格			
								す				額				の			
								る				の				記			
				。〃				倍				の				載			
								の				は				又			
								金				記				は			
								額				録				規			
								に				は				定			
								よ				最				に			
								る				低				よ			
								も				額				振			
								の				面				替			
								と				金				口			
												簿				座			
												簿				簿			
												五				五			
												万				万			
												円				円			
												万				万			
												二				三			
												千				千			
												百				百			
												八				八			
												十				十			
												億				億			
												八				八			
												千				千			
												四				四			
												百				百			
												十				十			
												億				億			
												千				千			
												百				百			
												十				十			
												六				六			
												一				一			
												兆				兆			
												五				五			
												千				千			
												百				百			
												四				四			
												百				百			
												四				四			
												十				十			
												七				七			
												億				億			
												百				百			
												三				三			
												十				十			
												一				一			
												億				億			
												五				五			
												千				千			
												百				百			
												五				五			
												十				十			
												兆				兆			

十 十 十 十  
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償  
込 者 札 所 金 還  
期 参 加 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当  
成 務 本 面 還 た  
三 大 銀 金 金 る  
十 臣 行 額 支 と  
一 か 通 百 支 き  
年 から 知 円 払 は  
二 通 づ につ 〃  
月 知 を き 〃そ  
二 受 百 〃の  
十 け 円 〃翌  
日 了 者 営  
業  
日  
に